除染等業務特別教育及び特定線量下業務特別教育規程 (要旨)

(平成二十三年十二月二十二日厚生労働省告示第四百六十九号)

<学科教育>

科目	範囲	時間
電離放射線の生体に与え	除染等業務を行う者(除染則第二条第八項に規定する平均空間線	一時間
る影響及び被ば〈線量の	量率が二·五マイクロシーベルト毎時以下の場 所においてのみ同	
管理の方法に関する知識	条第七項第三号に規定する特定汚染土壌等取扱業務(以下単に	
	「特定汚染土壌等取扱業務」という。)を行う者(以下「線量管理外特	
	定汚染土 壌等取扱事業者」という。)を除く。)にあっては、次に掲	
	げるもの	
	電離放射線の種類及び性質	
	電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	
	被ば〈限度及び被ば〈線量測定の方法	
	被ば〈線量測定の結果の確認及び記録等の方法	
	線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者にあっては、(略)	一時間
除染等作業の方法に関す	土壌等の除染等の業務を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間
る知識	土壌等の除染等の業務に係る作業の方法及び順序	
	放射線測定の方法	
	外部放射線による線量当量率の監視の方法	
	汚染防止措置の方法	
	身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法	
	保護具の性能及び使用方法	
	異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	
	除去土壌の収集、運搬又は保管に係る業務(以下「除去土壌の収	一時間
	集等に係る業務」という。)を行う者にあっては、(略)	
	汚染廃棄物の収集、運搬又は保管に係る業務(以下「汚染廃棄物	一時間
	の収集等に係る業務」という。)を行う者にあっては、(略)	
	特定汚染土壌等取扱業務を行う者(線量管理外特定汚染土壌等	一時間
	取扱事業者を除く。)にあっては、 <i>(略)</i>	
	線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者にあっては、(略)	一時間
除染等作業に使用する機	土壌等の除染等の業務を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間
械等の構造及び取扱いの	土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の構造及	
方法に関する知識(特定	び取扱いの方法	
汚染土壌等取扱業務に労	除去土壌の収集等に係る業務を行う者にあっては、(略)	一時間
働者を就かせるときは、	汚染廃棄物の収集等に係る業務を行う者にあっては、(略)	一時間
特定汚染土壌等取扱作	特定汚染土壌等取扱業務を行う者にあっては、(略)	三十分
業に使用する機械等の名		
称及び用途に関する知識		
に限る。)		

関係法令	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働安全衛生	一時間
	法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)、労働安全衛生規則	
	(昭和四十七年労働省令第三十二号)及び除染則中の関係条項	

<実技教育>

科目	範囲	時間
除染等作業の方法及び使	土壌等の除染等の業務を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間三十分
用する機械等の取扱い	土壌等の除染等の業務に係る作業	
(特定汚染土壌等取扱業	放射線測定器の取扱い	
務に労働者を就かせると	外部放射線による線量当量率の監視	
きは、特定汚染土壌等取	汚染防止措置	
扱作業の方法に限る。)	身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去	
	保護具の取扱い	
	土壌等の除染等の業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	
	除去土壌の収集等に係る業務を行う者にあっては、(略)	一時間三十分
	汚染廃棄物の収集等に係る業務を行う者にあっては、(略)	一時間三十分
	特定汚染土壌等取扱業務を行う者(線量管理外特定汚染土壌等	一時間
	取扱事業者を除〈。)にあっては、 <i>(略)</i>	
	線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者にあっては、(略)	一時間